

その2

高齢者の人権を守り、笑顔になるための地域の取組

地域活動協議会などの地域団体は、高齢者が気軽に参加し楽しみながらつながりづくりができる場の提供を行っています。参加する高齢者と楽しく会話をしながら見守りを行い、身体や様子の変化を気かけ、必要に応じて地域包括支援センターと連携して支援し、支え合う活動を行っています。

地域活動協議会

ふれあい喫茶や健康体操などを開催し、高齢者とボランティアの方が日常の出来事や様子について楽しく話し、高齢者の笑顔あふれる場を提供しています。



加賀屋東地域 ふれあい喫茶



花の町地域 健康体操

老人クラブ連合会

手芸やグラウンドゴルフなど好きなことを通じて楽しみながら、お互いを尊重し合うことのできるつながりづくりを行っています。



展示会



グラウンドゴルフ

地域包括支援センター

介護、福祉、保健など総合相談窓口の設置や、高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくりなどを行っています。また、区内1か所を認知症強化型地域包括支援センターとし、「オレンジサポーター」による支援や啓発講座の開催といった、認知症に関する相談・支援を行うなど様々な方法で高齢者の人権を守るための活動に取り組んでいます。



認知症区民啓発講座



認知症の方々を支える
「オレンジサポーター」の皆さん

オレンジサポーターとは、
認知症サポーター養成講座を受講後、
所定のステップアップ研修を受講し、
認知症ステップアップ研修修了証の
交付を受けた人です。

地域包括支援
センターに
ついてはこちら



大阪市人権啓発推進員住之江区連絡会から区民の皆様へ

今回の「人権あゆみ」では、区役所の人権施策の取組をご紹介するとともに、様々なサークル活動などを通じて人とのふれあいを持つことにより、高齢者の方々がいきいきとした日々を送れるよう支えている人たちの活躍をクローズアップさせていただきました。

初めてサークル活動などに参加する人は、互いに打ち解けることの難しさがあったり、第一印象で仲良くなれそうにないと感じたりといったこともあると思いますが、同じ趣味を通じて、あるいは、共通の目的を持ってというコミュニティでのお付き合いを続けることで、互いに違った一面を改めて知るといったことにもつながります。このようなふれ合いが自分を成長させ、互いに生き活かされる源となるのではないかと改めて考えています。

高齢者や障がいのある方、子ども、LGBTQの方などすべての人がお互いを尊重し、安心して暮らせるまちを作るため、みんなで人権を守りましょう。

大阪市人権啓発推進員住之江区連絡会では、
年1回広報紙「人権あゆみ」を
広報紙特集として発行しています。

問合せ 区協働まちづくり課(社会教育)
窓口④番 ☎06-6682-9983

